



中華人民共和國國家標準

GB 2762-2017

食品安全國家標準
食品中の汚染物質の最大許容量

2017-03-17 公布

2017-09-17 實施

中華人民共和國國家衛生・計生委員會

國家食品藥品監督管理總局 公布

はじめに

本標準は、GB 2762-2012「食品安全国家標準 食品中の汚染物質の最大許容量」を代替する。

本標準と GB 2762-2012 を比較したときの主な変更は以下の通りである。

- 希土類の最大許容量の要件を削除した。
- 適用原則を変更した。
- スピルリナ及びスピルリナ製品における鉛の最大許容量の要件を追加した。
- ウコンカンゾウにおけるカドミウムの最大許容量の要件を調整した。
- 特別医療目的用食品、栄養補助食品、スポーツ栄養食品、妊婦及び授乳期の女性のための栄養補助食品における汚染物質の最大許容量の要件を追加した。
- 検査方法標準番号を更新した。
- 無機ヒ素の検査要件に関する説明を追加した。
- 付録 A を変更した。

食品安全国家标准

食品中の汚染物質の最大許容量

1 範囲

本標準は、食品中の鉛、カドミウム、水銀、ヒ素、スズ、ニッケル、クロム、硝酸亜鉛、硝酸塩、ベンゾ(a)ピレン、N-ニトロソジメチルアミン、ポリ塩化ビフェニル、3-MCPDの最大許容量の指標について規定している。

2 用語と定義

2.1 汚染物質

食品の生産（農作物の栽培、動物の飼育及び獣医による投薬を含む）、加工、包装、貯蔵、輸送、販売から食用に至るまでの過程で生じる、又は環境汚染により持ち込まれる非意図的に添加された有害化学物質。

本標準で規定する汚染物質とは、残留農薬、残留動物用医薬、生物毒素、放射性物質以外の汚染物質を指す。

2.2 可食部分

機械的手段（穀物の製粉、果物の皮むき、ナッツ類の殻むき、肉の骨除去、魚の棘除去、貝の殻むきなど）によって、食品原料から非食用部分を除去した後に得られる食用可能な部分。

注1：何らかの非機械的手段（粗製植物油精製プロセスなど）で非食用部分の除去を行ってはならない。

注2：同じ食品原料から異なる製品を生産する場合、可食部分となる量は生産工程によって異なる。例えば麦類を加工してオートミールと全粒粉にする場合、可食部分は100%として計算する。小麦粉に加工する場合は、可食部分は抽出率に応じて換算する。

2.3 最大許容量

食品原料及び（または）食品製品の可食部分において許容される汚染物質の最大含有量の水準。

3 適用原則

3.1 汚染物質の最大許容量が定められているかどうかに関わらず、食品の生産者と加工者はいずれも食品中の汚染物質の含有量が最小限になるよう対策を講じるものとする。

3.2 本標準では国民の健康に深刻なリスクを与える可能性のある汚染物質を挙げている。最大許容量が設けられた食品は、消費者の食事への曝露が大きく、深刻な影響を及ぼす食品である。

3.3 食品分類（名称）の説明（付録 A）は、汚染物質の最大許容量の適用範囲を定義するために使用し、本標準にのみ適用される。別途規定がある場合を除き、特定の汚染物質の最大許容量を特定の食品分類（名称）に適用する場合、当該食品分類（名称）に分類される全ての食品に適用する。

3.4 別途規定がある場合を除き、食品中の汚染物質の最大許容量は、食品の一般的な可食部分により計算する。

3.5 製品に対して最大許容量指標の要件がある場合、その中の乾燥製品の汚染物質の最大許容量は、同一食品の生鮮食品における汚染物質の最大許容量をもとに脱水率または濃縮率を考慮した上で換算する。別途規定がある場合を除き、脱水率または濃縮率は食品分析や生産者が提供する情報、及びその他取得可能なデータや情報を通じて決定する。

4 指標要件

4.1 鉛

4.1.1 食品中の鉛の最大許容量指標については表 1 を参照のこと。

表 1 食品中の鉛の最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 (Pb で測定) mg/kg
穀類及び穀類製品 [オートミール、グルテン、八宝粥の缶詰、具入りの麺・米製品を除く]	0.2
オートミール、グルテン、八宝粥の缶詰、具入りの麺・米	0.5
野菜及び野菜製品	
生鮮野菜 (アブラナ科野菜、葉菜類、豆類、イモ類を除く)	0.1
アブラナ科野菜、葉菜類	0.3
豆類、イモ類	0.2
野菜製品	1.0
果物及び果物製品	
生鮮果物 (液果及びその他小粒果物を除く)	0.1
液果及びその他小粒果物	0.2
果物製品	1.0
きのこ及びきのこ製品	1.0
豆類及び豆類製品	
豆類	0.2
豆類製品 (豆乳を除く)	0.5
豆乳	0.05
藻類及び藻類製品 (スピルリナ及びスピルリナ製品を除く)	1.0 (乾燥重量)
スピルリナ及びスピルリナ製品	2.0 (乾燥重量)
ナッツ及び種子類 (コーヒー豆を除く)	0.2
コーヒー豆	0.5
肉及び肉製品	
肉類 (家畜及び家禽の内臓を除く)	0.2
家畜及び家禽の内臓	0.5
肉製品	0.5
水産動物及びその製品	
生鮮、冷凍水産動物 (魚類、甲殻類、二枚貝類を除く)	1.0 (内臓除去)
魚類、甲殻類	0.5
二枚貝類	1.5
水産製品 (クラゲ製品を除く)	1.0
クラゲ製品	2.0

表 1 (続き)

食品分類 (名称)	最大許容量 (Pb で測定) mg/kg
乳及び乳製品 (生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、発酵乳、調製乳、粉乳、非脱塩ホ エー粉を除く)	0.3
生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、発酵乳、調製乳	0.05
粉乳、非脱塩ホエー粉	0.5
卵及び卵製品 (ピータン、ピータンソーセージを除く)	0.2
ピータン、ピータンソーセージ	0.5
油脂及び油脂製品	0.1
調味料 (食用塩、香辛料類を除く)	1.0
食用塩	2.0
香辛料類	3.0
食用砂糖及びびでん粉糖	0.5
でん粉及びびでん粉製品	
食用でん粉	0.2
でん粉製品	0.5
ベーカリー製品	0.5
飲料類 (容器入り飲用水、果物・野菜ジュース類及び果物・野菜飲料、乳飲料、固形飲 料を除く)	0.3 mg/L
容器入り飲用水	0.01 mg/L
果物・野菜ジュース類及び果物・野菜飲料[濃縮果実・野菜ジュース (液) を除く]、 乳飲料	0.05 mg/L
濃縮果物・野菜ジュース (液)	0.5 mg/L
固形飲料	1.0
酒類 (蒸留酒、黄酒を除く)	0.2
蒸留酒、黄酒	0.5
カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品、及びキャンディ	0.5
冷凍飲料	0.3
特別用途食品	
乳幼児用調製食品 (液状製品を除く)	0.15 (粉末状製品で測定)
液状製品	0.02 (インスタント状態で測定)
乳幼児用補助食品	
乳幼児用穀類補助食品 (魚類、肝臓、野菜類を含む製品を除く)	0.2
魚類、肝臓、野菜類を含む製品	0.3
乳幼児用缶詰補助食品 (水産物及び動物性の肝臓を原料とする製品を除く)	0.25
水産物及び動物性の肝臓を原料とする製品	0.3
特別医療目的用食品 (乳児用特殊医療用調製食品に関する品目を除く)	
10 歳以上の人のための製品	0.5 (固体製品で測定)

表 1 (続き)

食品分類 (名称)	最大許容量 (Pb で測定) mg/kg
1～10 歳の人のための製品	0.15 (固体製品で測定)
栄養補助食品	0.5
スポーツ栄養食品	
固体、半固体又は粉末状	0.5
液体	0.05
妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品	0.5
その他類	
ゼリー	0.5
膨化食品	0.5
茶葉	5.0
干菊花	5.0
苦丁茶	2.0
蜂製品	
蜂蜜	1.0
花粉	0.5
*もみは玄米で測定する。	

4.1.2 検査方法については、GB 5009.12 に規定された方法に従って測定する。

4.2 カドミウム

4.2.1 食品中のカドミウムの最大許容量指標については表 2 を参照のこと。

表 2 食品中のカドミウムの最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 (Cd で測定) mg/kg
穀類及び穀類製品	
穀類 (もみ ^a を除く)	0.1
穀類製粉加工品 (玄米、米を除く)	0.1
もみ ^a 、玄米、米	0.2
野菜及び野菜製品	
生鮮野菜 (葉菜類、豆類、塊根及び塊茎野菜、茎菜、ウコンカンゾウを除く)	0.05
葉菜類	0.2
豆類、塊根及び塊茎野菜、茎菜 (セロリを除く)	0.1
セロリ、ウコンカンゾウ	0.2

表 2 (続き)

食品分類 (名称)	最大許容量 (Cd で測定) mg/kg
果物及び果物製品 生鮮果物	0.05
きのこ及びきのこ製品 生鮮きのこ (シイタケ及びヒメマツタケを除く) シイタケ きのこ製品 (ヒメマツタケ製品を除く)	0.2 0.5 0.5
豆類及び豆類製品 豆類	0.2
ナッツ及び種子類 落花生	0.5
肉及び肉製品 肉類 (家畜及び家禽の内臓を除く) 家畜及び家禽の肝臓 家畜及び家禽の腎臓 肉製品 (肝臓製品、腎臓製品を除く) 肝臓製品 腎臓製品	0.1 0.5 1.0 0.1 0.5 1.0
水産動物及び水産動物製品 生鮮、冷凍水産動物 魚類 甲殻類 二枚貝類、腹足類、頭足類、棘皮類 水産製品 魚類缶詰 (エツ、カジキの缶詰を除く) エツ、カジキの缶詰 その他魚類製品 (エツ、カジキ製品を除く) エツ、カジキ製品	0.1 0.5 2.0 (内臓除去) 0.2 0.3 0.1 0.3
卵及び卵製品	0.05
調味料 食塩 魚類調味料	0.5 0.1
飲料類 容器入り飲用水 (ミネラルウォーターを除く) ミネラルウォーター	0.005 mg/L 0.003 mg/L
^a もみは玄米で測定する。	

4.2.2 検査方法については、GB 5009.15 に規定された方法に従って測定する。

4.3 水銀

4.3.1 食品中の水銀の最大許容量指標については表 3 を参照のこと。

表 3 食品中の水銀の最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 (Hg で測定)	
	mg/kg	
	総水銀	メチル水銀 ^a
水産動物及び水産動物製品 (肉食性魚類及び肉食性魚類製品を除く)	—	0.5
肉食性魚類及び肉食性魚類製品	—	1.0
穀類及び穀類製品		
もみり、玄米、米、トウモロコシ、トウモロコシ粉 (ひき割り、フレーク)、 小麦、小麦粉	0.02	-
野菜及び野菜製品		
生鮮野菜	0.01	-
きのこ及びきのこ製品	0.1	-
肉及び肉製品		
肉類	0.05	-
乳及び乳製品		
生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳	0.01	-
卵及び卵製品		
新鮮な卵	0.05	-
調味料		
食塩	0.1	-
飲料類		
ミネラルウォーター	0.001 mg/L	-
特別用途食品		
乳幼児用缶詰補助食品	0.02	-
^a 水産動物及び水産動物製品はまず総水銀を測定し、その水準がメチル水銀の最大許容量の値を超えていない場合はメチル水銀を測定する必要はない。最大許容量を超えていた場合はメチル水銀を測定しなければならない。		

4.3.2 検査方法については、GB 5009.17 に規定された方法に従って測定する。

4.4 ヒ素

4.4.1 食品中のヒ素の最大許容量指標については表 4 を参照のこと。

表 4 食品中のヒ素の最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 (As で測定) mg/kg	
	総ヒ素	無機ヒ素 ^b
穀類及び穀類製品		
穀類 (もみ ^a を除く)	0.5	-
穀類製粉加工品 (玄米、米を除く)	0.5	-
もみ ^a 、玄米、米	-	0.2
水産動物及び水産動物製品 (魚類及び魚類製品を除く)	-	0.5
魚類及び魚類製品	-	0.1
野菜及び野菜製品		
生鮮野菜	0.5	-
きのこ及びきのこ製品	0.5	-
肉及び肉製品	0.5	-
乳及び乳製品		
生乳、パスチャライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳	0.1	-
粉乳	0.5	-
油脂及び油脂製品	0.1	-
調味料 (水産調味料、藻類調味料及び香辛料類を除く)	0.5	-
水産調味料 (魚類調味料を除く)	-	0.5
魚類調味料	-	0.1
食用砂糖及びびでん粉糖	0.5	-
飲料類		
容器入り飲用水	0.01 mg/L	-
カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品、及びキャンディ		
カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品	0.5	-
特別用途食品		
乳幼児用補助食品		
乳幼児用穀物補助食品 (藻類を含む製品を除く)	-	0.2
藻類を含む製品	-	0.3
乳幼児用缶詰補助食品 (水産物及び動物性の肝臓を原料とする製品を除く)	-	0.1
	-	0.3
水産物及び動物性の肝臓を原料とする製品	0.5	-
栄養補助食品		
スポーツ栄養食品		
固体、半固体又は粉末状	0.5	-
液体	0.2	-
妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品	0.5	-
^a もみは玄米で測定する。 ^b 無機ヒ素の最大許容量が規定された食品はまず総ヒ素を測定し、その水準が無機ヒ素の最大許容量値を超えていない場合は無機ヒ素を測定する必要はない。最大許容量を超えていた場合はさらに無機ヒ素を測定しなけ		

4.4.2 検査方法については、GB 5009.11 に規定された方法に従って測定する。

4.5 スズ

4.5.1 食品中のスズの最大許容量指標については表 5 を参照のこと。

表 5 食品中のスズの最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 (Sn で測定) mg/kg
食品 (飲料類、乳幼児用調製食品、乳幼児用補助食品を除く) ^a	250
飲料類	150
乳幼児用調製食品、乳幼児用補助食品	50
^a 缶詰用錫めっき容器で包装された食品に限る。	

4.5.2 検査方法については、GB 5009.16 に規定された方法に従って測定する。

4.6 ニッケル

4.6.1 食品中のニッケルの最大許容量指標については表 6 を参照のこと。

表 6 食品中のニッケルの最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 (Ni 測定) mg/kg
油脂及び油脂製品 硬化植物油及び硬化植物油を主とする製品	1.0

4.6.2 検査方法については、GB 5009.138 に規定された方法に従って測定する。

4.7 クロム

4.7.1 食品中のクロムの最大許容量指標については表 7 を参照のこと。

表 7 食品中のクロムの最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 (Cr で測定) mg/kg
穀類及び穀類製品 穀類 ^a 穀類製粉加工品	1.0 1.0
野菜及び野菜製品 生鮮野菜	0.5
豆類及び豆類製品 豆類	1.0
肉及び肉製品	1.0

表7 (続き)

食品分類 (名称)	最大許容量 (Cr で測定)
	mg
水産動物及び水産動物製品	2.0
乳及び乳製品	
生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳	0.3
粉乳	2.0
*もみは玄米で測定する。	

4.7.2 検査方法については、GB 5009.123 に規定された方法に従って測定する。

4.8 亜硝酸塩、硝酸塩

4.8.1 食品中の亜硝酸塩、硝酸塩の最大許容量指標については表8を参照のこと。

表8 食品中の亜硝酸塩、硝酸塩の最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 mg/kg	
	亜硝酸塩 (NaNO_2 で測定)	硝酸塩 (NaNO_3 で測定)
野菜及び野菜製品 野菜の漬物	20	-
乳及び乳製品		
生乳	0.4	-
粉乳	2.0	-
飲料類		
容器入り飲用水 (ミネラルウォーターを除く) ミネラルウォーター	0.005 mg/L (NO_2 で測定) 0.1 mg/L (NO_2 で測定)	- 45 mg/L (NO_3 で測定)
特別用途食品		
乳幼児用調製食品		
乳児用調製食品	2.0 ^a (粉末状製品で測定)	100 (粉末状製品で測定)
比較的大きな乳幼児及び幼児用調製食品	2.0 ^a (粉末状製品で測定)	100 ^b (粉末状製品で測定)
乳児用特殊医療用調製食品	2.0 (粉末状製品で測定)	100 (粉末状製品で測定)
乳幼児用補助食品		
乳幼児用穀類補助食品	2.0 ^c	100 ^b
乳幼児用缶詰補助食品	4.0 ^c	200 ^b
特別医療目的用食品 (乳児用特殊医療用調製食品に関連する品目を除く)	2 ^d (固体製品で測定)	100 ^b (固体製品で測定)
栄養補助食品	2 ^a	100 ^b
妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品	2 ^c	100 ^b

表 8 (続き)

食品分類 (名称)	最大許容量 mg/kg	
	亜硝酸塩 (N_2NO_2 で測定)	硝酸塩 (N_2NO_3 で測定)
^a ホエー粉末製品にのみ適用。 ^b 野菜及び果物を含む製品には適用しない。 ^c 豆類を含む製品には適用しない。 ^d ホエー製品 (豆類成分を含まない) にのみ適用する。		

4.8.2 検査方法については、飲料類は GB 8538 に規定する方法、その他の食品は GB 5009.33 に規定する方法に従って測定する。

4.9 ベンゾ(a)ピレン

4.9.1 食品中のベンゾ(a)ピレンの最大許容量指標については表 9 を参照のこと。

表 9 食品中のベンゾ(a)ピレンの最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 µg/kg
穀類及びその製品 もみ ^a 、玄米、米、小麦、小麦粉、トウモロコシ、トウモロコシ粉 (ひき割り、フレーク)	5.0
肉及び肉製品 燻製肉、煮込んだ肉、焼いた肉類	5.0
水産動物及びその製品 燻製水産品、焼いた水産品	5.0
油脂及び油脂製品	10
^a もみは玄米で測定する。	

4.9.2 検査方法については、GB 5009.27 に規定された方法に従って測定する。

4.10 N-ニトロソジメチルアミン

4.10.1 食品中の N-ニトロソジメチルアミンの最大許容量指標については表 10 を参照のこと。

表 10 食品中の N-ニトロソジメチルアミンの最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 µg/kg
肉及び肉製品 肉製品 (肉類缶詰を除く) ジャーキー製品	3.0 3.0
水産動物及び水産動物製品 水産製品 (水産品缶詰を除く) 乾燥水産品	4.0 4.0

4.10.2 検査方法については、GB5009.26 に規定された方法に従って測定する。

4.11 ポリ塩化ビフェニル

4.11.1 食品中のポリ塩化ビフェニルの最大許容量指標については表 11 を参照のこと。

表 11 食品中のポリ塩化ビフェニルの最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 ^a mg/kg
水産動物及び水産動物製品	0.5
^a ポリ塩化ビフェニルは PCB28、PCB52、PCB101、PCB118、PCB138、PCB153、PCB180 の総和で計算する。	

4.11.2 検査方法については、GB 5009.190 に規定された方法に従って測定する。

4.12 3-MCPD

4.12.1 食品中の 3-MCPD の最大許容量指標については表 12 を参照のこと。

表 12 食品中の 3-MCPD の最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 mg/kg
調味料 ^a	
液体調味料	0.4
固体調味料	1.0
^a 酸加水分解植物性たんぱくを含む製品に限る。	

4.12.2 検査方法については、GB 5009.191 に規定された方法に従って測定する。

付録 A
食品分類（名称）の説明

A.1 食品分類（名称）の説明については表 A.1 を参照のこと。

表 A.1 食品分類（名称）の説明

果物及び果物製品	<p>生鮮果物（未加工、表面処理済み、皮を除去又はカット済み、冷凍果物） 液果及びその他小粒果物 その他生鮮果物（サトウキビを含む） 果物製品 果物缶詰 酢、油又は塩漬け果物 ジャム（ペースト） 瓜類の砂糖漬け（サンザシ巻きを含む） 発酵果物製品 煮た果物、又は揚げた果物 果物菓子 その他果物製品</p>
野菜及び野菜製品（イモ類含む、きのこを除く）	<p>生鮮野菜（未加工、表面処理済み、皮を除去又はカット済み、冷凍野菜） アブラナ科野菜 葉菜類（アブラナ科葉菜を含む） 豆類 塊根及び塊茎野菜（イモ類、にんじん、だいこん、生姜など） その他生鮮野菜（ウリ類、鱗茎菜類及び水生類、もやし類及びたけのこ、ウコンカンゾウなどの多年生野菜） 野菜製品 野菜缶詰 野菜漬物（野菜の味噌漬け、塩漬け、甘酢漬けなど） 野菜ペースト（たれ） 発酵野菜製品 野菜の水煮又は揚げた野菜 その他野菜製品</p>
きのこ及びきのこ製品	<p>生鮮きのこ（未加工、表面処理済み、皮を除去又はカット済み、冷凍のきのこ） シイタケ ヒメマツタケ その他生鮮きのこ きのこ製品 きのこ缶詰 きのこ漬物（きのこの味噌漬け、塩漬け、甘酢漬けなど） きのこ水煮又は揚げたきのこ その他きのこ製品</p>

表 A.1 (続き)

穀類及び穀類製品 (ベーカリー製品を除く)	<p>穀類</p> <p>もみ トウモロコシ 小麦 大麦 その他穀類[アワ、コウリヤン、ライ麦、エンバク、ソバなど]</p> <p>穀類製粉加工品</p> <p>玄米 米 小麦粉 トウモロコシ粉(ひき割り、フレーク) オートミール その他穀を除去した穀類(アワ、コウリヤンの実、大麦の実、もちあわなど)</p> <p>穀類製品</p> <p>米製品(米粉、白玉粉及びその他製品など)</p> <p>小麦粉製品</p> <p>生麺・ゆで麺製品(麺、餃子の皮、ワンタンの皮、シュウマイの皮など)</p> <p>乾麺製品</p> <p>発酵麺製品</p> <p>練り小麦粉(魚や食肉用の練り小麦粉など)、衣、揚げ物粉</p> <p>グルテン</p> <p>その他麦粉製品</p> <p>トウモロコシ製品</p> <p>その他穀類製品[具入りの麺製品や米製品、八宝粥の缶詰など]</p>
豆類及び豆類製品	<p>豆類(乾燥豆、乾燥豆をひいた粉)</p> <p>豆類製品</p> <p>非発酵豆製品(豆乳、豆腐類、乾燥豆腐類、干し湯葉類、調理豆類、大豆たんぱく膨化食品、大豆ミート類など)</p> <p>発酵豆製品(腐乳類、納豆、豆鼓、豆鼓製品など)</p> <p>豆類缶詰</p>
藻類及び藻類製品	<p>生鮮藻類(未加工、表面処理済み、皮を除去又はカット済み、冷凍の藻類)</p> <p>スピルリナ</p> <p>その他生鮮藻類</p> <p>藻類製品</p> <p>藻類缶詰</p> <p>藻類の水煮、又は揚げた藻類</p> <p>その他藻類製品</p>
ナッツ及び種子類	<p>生又は乾燥ナッツ及び種子類</p> <p>木本植物のナッツ(樹木の果実)</p> <p>植物油の原料(穀類の種子及び豆類を除く)</p> <p>飲料及び甘みのある種子(カカオ豆、コーヒー豆など)</p>

表 A.1 (続き)

ナッツ及び種子類	<p>ナッツ及び種子類製品 調理済みナッツ及び種子類（殻付き、殻なし、皮付き） ナッツ及び種子類缶詰 ナッツ及び種類のペースト（ジャム）（落花生ジャムなど） その他ナッツ及び種子類製品（ナッツの漬物など）</p>
肉及び肉製品	<p>肉類（生鮮、冷蔵、冷凍肉など） 家畜・家禽の肉 家畜・家禽の内臓（肝臓、腎臓、肺、腸など） 肉製品（内臓製品を含む） 調理肉製品 下処理済み肉製品（生肉に調味料を添加） 塩漬け肉製品類（塩漬け肉、ベーコン、アヒルの塩漬け、中国式ハム、ソーセージなど） 加工肉製品 肉類缶詰 ソース煮込み肉製品類 燻製肉、煮込んだ肉、焼いた肉類 揚げた肉類 西洋式ハム（燻製焼き、燻煙、蒸し煮ハム）類 肉腸詰類 発酵肉製品類 その他加工肉製品</p>
水産動物及び水産動物製品	<p>生鮮、冷凍の水産動物 魚類 非肉食性魚類 肉食性魚類（サメ、マグロなど） 甲殻類 軟体動物 頭足類 二枚貝類 棘皮類 腹足類 その他軟体動物 その他生鮮、冷凍の水産動物 水産製品 水産品缶詰 魚のすり身製品（つみれなど） 塩漬け水産品 魚卵製品 燻製、焼いた水産品 発酵水産品 その他水産製品</p>

表 A.1 (続き)

乳及び乳製品	生乳 パスチャライズ牛乳 殺菌乳 調製乳 発酵乳 練乳 粉乳 ホエー粉末及び乳清タンパク質粉末 (非脱塩ホエー粉末を含む) チーズ 再製塩チーズ その他乳製品 (カゼインを含む)
卵及び卵製品	新鮮な卵 卵製品 漬け込み卵 酒粕漬け卵 ピータン 塩漬け卵 その他卵製品
油脂及び油脂製品	植物性油脂 動物性油脂 (ラード、牛脂、魚油、クリーム、バター、澄ましバターなど) 油脂製品 硬化植物油及び硬化植物油を主とする製品 (マーガリン、ショートニングなど) 調合油 その他油脂製品
調味料	食塩 化学調味料 酢 醤油 醸造味噌 料理酒 香辛料類 香辛料及び粉末 香辛料オイル 香辛料ペースト (マスタード、練りわさびなど) その他香辛料加工品 水産調味料 魚類調味料 (魚醤など) その他水産調味料 (オイスターソース、エビ油など) 複合調味料 (固体スープ調味料、チキンエキス、チキンコンソメ、マヨネーズ、サラダドレッシング、調味スープなど) その他調味料

表 A.1 (続き)

飲料類	<p>容器入り飲用水 ミネラルウォーター 精製水 その他容器入り飲用水</p> <p>果物・野菜ジュース類及び果物・野菜飲料（リンゴジュース、リンゴ酢、サンザシジュース、サンザシ酢など） 果物・野菜ジュース（ペースト） 濃縮果物・野菜ジュース（ペースト） その他果物・野菜ジュース（果肉）飲料（発酵型食品を含む）</p> <p>たんぱく質飲料 乳飲料（発酵乳飲料、調製乳飲料、乳酸菌飲料など） 植物性たんぱく質飲料 複合たんぱく質飲料 その他たんぱく質飲料</p> <p>炭酸飲料 茶系飲料 コーヒー類飲料 植物性飲料 フレーバー飲料 固形飲料[インスタントコーヒー、挽きコーヒー（焙煎コーヒー）] その他飲料</p>
酒類	<p>蒸留酒（白酒、ブランデー、ウイスキー、ウオッカ、ラム酒など） 混成酒 発酵酒（ワイン、黄酒、ビールなど）</p>
食用砂糖及びでん粉糖	<p>食用砂糖 白砂糖及び白砂糖製品（白砂糖、粉砂糖、氷砂糖、角砂糖など） その他糖及びシロップ（黒砂糖、赤砂糖、ブロック状ブラウンシュガー、原料糖、糖蜜、部分的な転化糖、メープルシロップなど）</p> <p>乳糖 でん粉糖（果糖、ブドウ糖、麦芽糖、部分的な転化糖など）</p>
でん粉及びでん粉製品（穀類、豆類）	<p>食用でん粉 でん粉製品 細い春雨、春雨 片栗粉 その他でん粉製品（えびせんべいなど）</p>
ベーカリー製品	<p>パン ケーキ（月餅を含む） ビスケット（クリームクッキー、ウエハース、エッグロールなど） その他ベーカリー製品</p>

表 A.1 (続き)

<p>チョコレート製品、チョコレート製品とキャンディ及び</p>	<p>カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品（ココアバター代用脂チョコレート及びココアバター代用脂チョコレート製品を含む） キャンディ（ガム形キャンディを含む）</p>
<p>冷菓</p>	<p>アイスクリーム、アイスシャーベット類 フレーバーアイス、アイスキャンディー類 食用氷 その他冷菓</p>
<p>特殊用途食品</p>	<p>乳幼児用調製食品 乳児用調製食品 比較的大きな乳児及び幼児用調製食品 乳児用特殊医療用調製食品 乳幼児用補助食品 乳幼児用穀類補助食品 乳幼児用缶詰補助食品 特別医療目的用食品（乳児用特殊医療用調製食品に関連する品目を除く） その他特別用途食品（栄養補助食品、スポーツ栄養食品、妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品など）</p>
<p>その他類（上記食品以外の食品）</p>	<p>ゼリー 膨化食品 蜂製品（蜂蜜、花粉など） 茶葉 干菊花 苦丁茶</p>